

第24回柏市農業委員会総会議事録

1 令和2年7月10日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷茂が招集した。

2 場所 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	坂	卷	洋	行	2番	飯	野	文	夫
3番	飯	塚	恒	男	4番	岡	田	英	夫
5番	大	宮	茂	男	6番	染	谷		茂
7番	山	崎	明	久	8番	成	嶋	君	美
9番	石	井	マ	サ子	10番	金	子	幸	司
11番	酒	卷	寿	雄	12番	谷	田	貝	和代
14番	程	田		平	15番	橋	本	英	介
16番	村	越		等					

16名中15名出席

<農地利用最適化推進委員>

18番	砂	川	晴	彦	19番	木	村		寿
28番	染	谷	茂	幸	30番	石	井	一	美

15名中4名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

13番	遠	藤	秀	生	17番	栗	原		豊
20番	相	模	農	夫男	21番	坂	卷	儀	治
22番	関	根	勝	敏	23番	浜	島	照	雄
24番	小	川	克	己	25番	富	澤	英	三
26番	友	野	博	之	27番	増	田	直	晴
29番	山	野	辺	守	31番	秋	谷	昌	治

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	大	野		功
次長	寺	嶋		浩
副主幹	原	田	圭	介
主任	波	田	野	峻

主任 前野 正和

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について（その1～その2）

7 協議事項

- (1) 令和2年度農地利用状況調査

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより、第24回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中4名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ありがとうございます。

「議長一任」ということですが，ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは，指名をいたします。

大宮茂男委員，山崎明久委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は，第４調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長，よろしくお願ひいたします。

成嶋委員長 農地第４調査会は，去る７月６日，７日，令和２年度第４回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条５件，第４条２件，第５条４件，非農地証明１件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和２年３月に開催された第２０回総会の議案第１号から３号の１４件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願ひします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

1番につきましては、坂巻洋行委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(坂巻洋行委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告いたします。

調査会資料は6ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人が、隣接する自己所有と一体で耕作するため、また、大井在住の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、大井の畑2筆396㎡で、ブロッコリー、キャベツを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越ですけれども、譲受人の人は、これでこの場所が一団の農地になるということですか。

成嶋委員長　そうです。

これでこの一帯が譲受人の所有になります。

村越委員　分かりました。

議長　そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長　なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第1号1番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長　ありがとうございました。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

坂巻洋行委員の除斥を解除いたします。

(坂巻洋行委員着席)

議長　次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長　2番についてご報告いたします。

調査会資料は3ページからになります。

本件は、花野井在住の譲受人が、隣接する自己所有地と一体で耕作するため、また、松葉町在住の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、松ヶ崎の畑及び田7筆1, 500.98㎡で、カブ、ネギ、ニンジン栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

譲受人の自己所有の隣接地とあるんですけども、この5ページの地図でいうと、どこら辺になるでしょうか。

成嶋委員長 ●●ですね。

酒巻委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 これ、譲受人と譲渡人の方は同姓ですが、親戚か何かですか。

成嶋委員長 いや、他人です。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は8ページからになります。

本件は、松戸市五香在住の譲受人が、農業経営を拡大するため、また、鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷在住の譲渡人は、相続により農地を取得したものの農業経営を行っていないため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、泉及び大井の畑2筆3，174㎡で、ネギ，大根を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

3番について何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この大井の農地は，登記は田ですが現況が畑なんですか。これは埋立て……。

成嶋委員長 経緯は分かりませんが現況は，畑になっています。

酒巻委員 現況は畑。

成嶋委員長 はい。

酒巻委員 はい，分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について，調査結果の報告を成嶋委員長，お願いいたします。

成嶋委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は11ページからになります。

本件は，大青田在住の譲受人が，自宅に近く耕作しやすいため，また，東京都墨田区在住の譲渡人は，譲受人の要望に応えるため，売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は，大青田の畑1筆1，560㎡で，ナスやキュウリなどを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

4番について，何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について，調査結果の報告を成嶋委員長，お願いいたします。

成嶋委員長 5番についてご報告いたします。

調査会資料は13ページからになります。

本件は、大井在住の譲受人が、農業経営を拡大するため、また、大井並びに東京都新宿区在住の譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、売買による所有権移転を伴う許可申請です。

申請地は、大井の畑1筆322㎡で、タケノコを栽培する計画です。譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

5番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

金子委員 金子です。

これ、予定作物がタケノコということなんですけれども、今、竹が生えているんですか。

成嶋委員長 はい。現状、竹生えています。そこをもう少し整備して、竹を管理しながらということで、タケノコ栽培です。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

程田委員 確認なんだけれども、竹は農地として認められるんですか。

成嶋委員長 山の状態じゃないですから、タケノコ畑ってあるでしょ

う。

事務局 事務局です。

今、委員長が回答したとおり、単なる竹林ではなく、肥培管理を行い生産物としてタケノコを採るという形であれば、農地として認められるということで、県からもそういう見解が示されております。

議長 よろしいですか。

程田委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、承認いたします。

議案第1号2番から5番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は15ページからになります。

本件は、専用住宅通路への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑1筆1，284㎡の一部44.46㎡です。甲種農地，第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり，小集団の生産性の低い農地であることから，第2種農地と判断しました。

母屋の建て替えに当たり，建築基準法上の接道幅が不足することから，既存道路の拡幅を計画するに至ったものです。計画では，砕石敷きとし，土砂等の搬出入はなく，敷地内で処理します。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設け，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力，信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について，何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので，1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について，調査結果の報告を成嶋委員長，お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は19ページからになります。

本件は、農業用倉庫用地への転用許可申請です。

申請地は、布施の畑1筆276㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現在所有している畑やビニールハウス、宅地等に分散管理している農機具や車両等について効率的に管理するため、申請地内に農業用倉庫及び資材置場、駐車スペースを整備する計画に至ったものです。

計画では、敷地内は砂利敷きとし、農業用倉庫は鉄骨2階建て、軽トラック1台分の駐車スペースを用意するほか、ビニールハウス用の資材を置くスペースを設けます。

土砂等の搬出入はなく、敷地内で処理します。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、既存のコンクリートブロック塀や既存土留めを生かし、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 岡田ですけれども、申請人は●●歳ということなんですけれども、後継者とか息子さん夫婦とか。

成嶋君美委員長 います。

岡田委員 いらっしゃいますか。

成嶋委員長 娘と娘の子供，この申請人からすればお孫さんですね，お孫さんもやっています。

岡田委員 あと，経営面積はどのぐらい。

成嶋委員長 経営面積は，畑，どのくらいでしょうね，畑が●●反ぐらいあるのかな，あと，田んぼも，田んぼも持っています。

岡田委員 しつこいようですけれども，●●反でこれだけの農業倉庫必要なんでしょうか。

成嶋委員長 農業をやりながら，●●みたいなのを立ち上げて，●●やっているんですよ。農業用の機械や資材がメインですが，一部そういった小さい機械だとかの格納にも利用する感じですかね。

議長 そのほかございますか。

酒巻委員 直接関係ないんですけれども，これ，農地にこういう農業用倉庫を建てる場合，賃貸借でも建てられるんですか。借りた畑に，こういうふうに建てられるんですか。

成嶋委員長 これは事務局で……。

事務局 事務局です。

賃貸借している農地で，農業用倉庫が建てられるかということでもろしいでしょうか。

なかなかレアケースで難しい案件ですが，建物が建つかどうかは，宅地課とかそちらの部門の判断になりますので，そちらは宅地課で確認していただくんですけれども，賃貸借の状態では借受人がその農地に転用する場合は，土地所有者の同意があれば，転用許可申請というの

はできることになっています。

以上です。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は23ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑1筆471㎡です。市街化区域に隣接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在家族3人で鎌ヶ谷市内のマンションに住んでいるものの、家族が増えたことで手狭となり、譲渡人である父親が所有する申請地へ専用住宅を建設する計画に至ったものです。

建築内容は、木造平屋建て、建築面積115.20㎡です。延べ床面積111.79㎡で、2台分の駐車スペースを用意します。

土砂等の搬出入の予定はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由した後、蒸発散装置により宅内処理します。周囲はマウンドアップを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は30ページからになります。

本件は、賃貸借による権利設定を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、豊四季の畑1筆385㎡のほか農地以外の土地493㎡を合わせた合計878㎡を事業計画地とするものです。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、不動産業を営む法人で、近接する病院の利用者が増え、駐車場の需要が高まったことから、申請地へ駐車場を整備する計画に至ったものです。

内容は、農地以外の部分を含む事業計画地全体で27台分の車両を収納するもので、場内は透水性舗装、出入口部分にはゲートシステムを設けます。

土砂等の搬出入はなく、敷地内処理とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、隣接地に対して申請地中央部分を低く造成することで、オーバーフロー分の流出を防止します。

申請地の周囲は、既存ブロックフェンス及び生け垣を生かし、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 よろしいですか。

なしという声がありましたので、2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 3番についてご報告します。

調査会資料は34ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、増尾の畑1筆1,454㎡の一部94.7㎡のほか農地以外の土地236.06㎡を合わせた合計330.80㎡を事業計画地とするものです。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、夫婦で市内のアパートに住んでいますが、出産の予定があることから、実家に近く、譲受人の父である譲渡人の所有地へ新たに専用住宅を建設する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建て、建築面積81.70㎡、延べ床面積146.29㎡で、2台分の駐車スペースを設けます。

土砂等の搬出入はなく、敷地内処理します。

被害防除対策として、雨水は雨水浸透ますを設置し、オーバーフロー分は既設U字溝へ放流します。また、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由した後、同じく既設U字溝へ放流します。

周囲は既存ブロックを生かしつつ、新設コンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 4番についてご報告します。

調査会資料は40ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は、花野井の畑1筆245㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、家族3人でさいたま市内の借家に住んでいますが、出産により家族が増えたことで手狭となり、妻の実家に近く、譲受人の義母である譲渡人の所有地へ新たに専用住宅を建設する計画に至ったものです。

建築内容は、木造2階建て、建築面積76.35㎡、延べ床面積129.98㎡、駐車スペースは2台分を予定しています。

土砂等の搬出入はなく、敷地内で処理します。

被害防除対策として、雨水は浸透ますを設置し、オーバーフロー分は既設U字溝へ放流します。汚水・雑排水は合併浄化槽を経由した後、同じく既設U字溝へ放流します。

周囲は、一部既存のコンクリートブロック及びアルミフェンスも生かしつつ、新たにコンクリートブロックを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力、信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、4番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を成嶋委員長、お願いいたします。

成嶋委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は44ページからになります。

本件は、宅地へ地目変更登記するための農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は、大青田の田1筆、883㎡で、現況は宅地です。

申請者は、平成27年12月、相続により所有権を取得しましたが、平成元年頃から倉庫として使用していたとのことです。平成12年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま20年以上宅地として利用されていると判断できます。この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画案に係る意見について(その1～その2)」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局，お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは，議案第5号(その1)につきましては，橋本委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限の規定」に該当しますので，除斥を求めます。

(橋本英介委員退席)

議長 それでは，議案第5号(その1)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課，お願いします。

農政課 それでは，ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から第2番は，染入新田に所在する農地所有適格法人が泉村新田の田3筆，大井の田2筆，手賀の田2筆，合計面積1万118㎡に新規または継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は6年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積，従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので，承認いたします。

議案第5号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

橋本委員の除斥を解除いたします。

(橋本英介委員入場)

議長 次に、議案第5号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課、お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第3番は、布施に在住の農業者が新利根の田2筆、合計面積3,758㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第4番は、花野井に在住の農業者が船戸山高野の畑1筆、面積1,644㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

計画番号第5番は、豊四季に在住の農業者が藤心の畑1筆、面積2,975㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第6番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、布施に所在する農業者で、布施の畑1筆、面積1,310㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、布施に在住の農業者が布施の畑1筆、面積197㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。
議案の説明がございました。
何か質問はございませんか。
よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。
議案第5号(その2)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 ありがとうございます。
挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課退席)

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。
次に、協議事項に移ります。
協議事項1「令和2年度農地利用状況調査」についてを協議いたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局、お願いします。
(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 続きまして、協議事項の詳細説明を事務局に求めます。
事務局、お願いします。

(議長の名で事務局が詳細を説明)

議長 ありがとうございます。

ただいま、協議内容の説明がありました。

何かご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 すみません、遊休農地の定義について、もう一度確認したいんですけれども。迷うんですよね。

事務局 事務局なんですけれども、遊休農地として判断していただく上での定義としては、通常は農家さんがトラクターだったりロータリーで耕運することができない。或いはすぐ作付ができる状況にできない状態の農地を遊休農地というふうな判定をしていただければなと思います。通常、所有しているロータリーで再生不可能な農地、そういうものを遊休農地として判定していただければと思います。

岡田委員 例えばセイタカアワダチソウがもう一面に生えちゃっている農地は、どうなんですか。あと、カヤが一面に生えているんですけども、きれいに刈ってあるとあって、もうそれが5年も続いているという場合はどうなんですか。管理はしているけれども、畑としては機能していないみたいな。

事務局 迷ったときは写真を撮る等して事務局に相談していただければと思います。

議長 そのほかございませんか。

成嶋委員長 じゃ、1ついいですか。

中間管理機構に荒れている遊休農地、貸し付ける場合に、中間管理機構は、耕作する人が見つからなきゃ引き受けないというのはそうなんですか。

事務局 耕作者を見つけてというところではないですね。

成嶋委員長 農政課ではそういう返事されたんですけれども。耕作者を見つけて、中間管理機構に出てくださいって。

事務局 管理機構ではそうは言っていないです。

橋本委員 農政課は人・農地プランで担い手、各地域決めていると思うので、多分、農政課が見つけれないというのは違うと思います。担い手が決まっているはずなので、人・農地プランつくっている時点で、その地域は誰々が担い手の中核を担うとなっているんで、多分一回農政課が引き受けて、その後に話すのは筋だと思うから、中間管理機構は一回預かるはずですよ。

事務局 中間管理機構もそうは言っていないと思います。その辺、再度確認させてください。

議長 そのほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ、協議事項1を決定いたします。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局、お願いします。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 ありがとうございます。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

8月の予定を申し上げます。

3日月曜、4日火曜が調査会で、3日は午前9時から、4日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第1調査会です。

7日金曜が総会で，午後2時から，別館第5会議室でございます。

慎重審議，ありがとうございました。

以上をもちまして，第24回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後3時20分閉会）